

介護保険住宅改修費受領委任払い事業者登録申請について

要介護・要支援認定を受けた方が、実際に居住する住宅（住民登録地）に、対象となる改修工事（手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、便器の取替え）を行った際に、改修費用20万円を上限として、その改修費用の7割、8割または9割相当額を住宅改修費として支給しています。

住宅改修費の支給方法は、いったん利用者が改修費用の全額を施工業者に支払い、その後、藤沢市へ申請することで保険給付分の支払を受ける「償還払い」が原則となっていますが、藤沢市では、市に登録した施工業者が利用者が変わって住宅改修費を受領するよう事前に委任することで、改修費用の全額を負担せずに1割、2割または3割相当額で改修できるようにし、利用者の一時的な負担の軽減を図る「受領委任払い制度」を導入しています。

2024年（令和6年）4月1日から受領委任払い事業者として登録を希望する施工業者は、次のとおり、登録の手続きを行ってください。

1 事業者登録ができる事業者

法人格を有し、法人市民税を滞納していない事業者

2 受付期間

2023年（令和5年）12月11日（月）から
2024年（令和6年）1月12日（金）まで

3 受付方法

（1）窓口へ持参の場合

藤沢市役所 介護保険課（本庁舎2階）

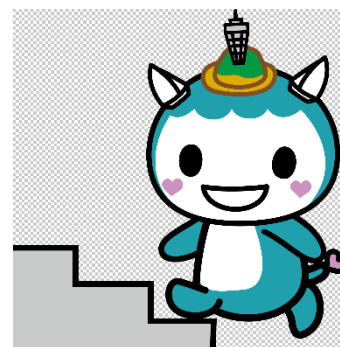
平日 8時30分から12時00分まで

13時00分から17時00分まで

（2）郵送の場合

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

藤沢市役所介護保険課 総務・給付担当 宛



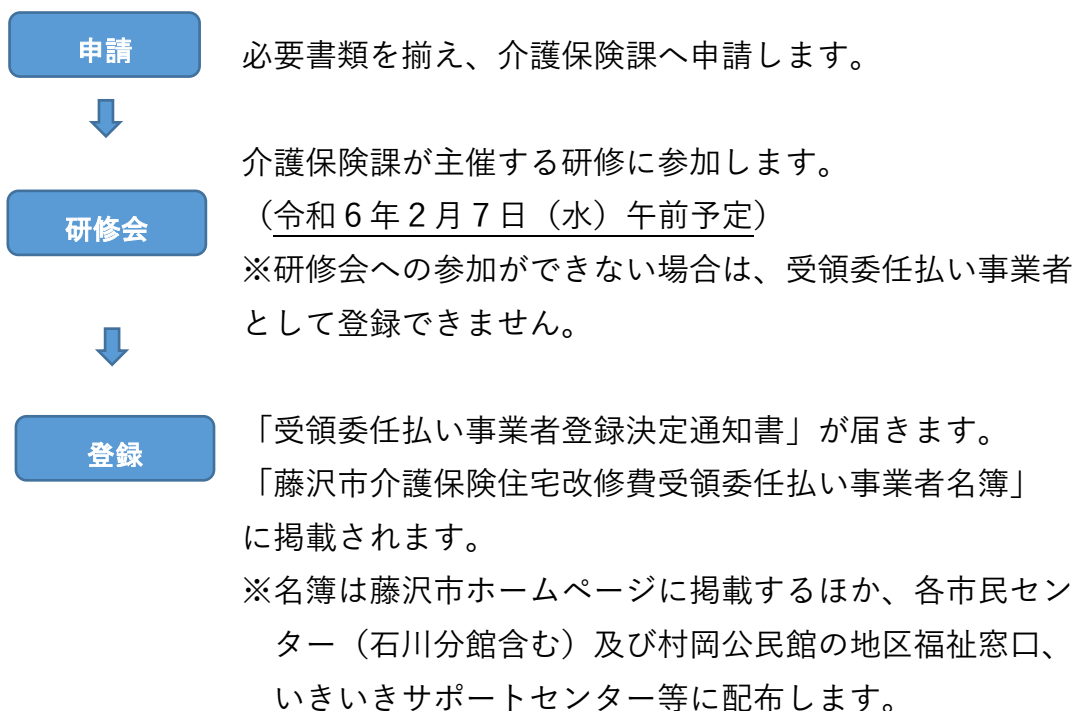
©藤沢市

4 必要書類

- (1) 受領委任払い事業者登録申請書（第1号様式）※
- (2) 受領委任払い事業者登録に係る誓約書（第2号様式）※
- (3) 直近1年の法人市町村民税の納税証明書（写し可）
登録を受けようとする事業所の所在地の市町村から発行されたもの
- (4) 法人の登記事項証明書(登記簿謄本)（写し可）及び定款
- (5) 【登録を受けようとする事業所が登記上の本店以外の場合】
【設立又は開設して間もなく、法人市町村民税の納期が到来しておらず、納税証明書の提出ができない場合】
登録を受けようとする事業所に係る法人所在証明書
- (6) 事業所情報記入シート※

※申請書等の様式は藤沢市 HP「住宅改修費受領委任払いについて」（ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 住宅改修費受領委任払いについて：<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/ininbarai.html>）に掲載しています。

5 登録までの流れ



6 申請書記入上の注意

第1号様式 (第4条関係)
受領委任払い事業者登録申請書

20××年 ○月 ○日

藤 沢 市 長

所 在 地 藤 沢 市 朝 日 町 1 の 1

申請者 法 人 名 株 式 会 社 ふ じ さ わ 住 改 ㊟
代表者職氏名 代表取締役社長 藤 沢 太 郎

受領委任払い事業者の登録を受けるため、藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する要綱第4条第2項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新			
事業所名称	フジサワジュウカイ フジサワエイギョウシヨ ふじさわ住改 藤沢営業所 ㊟			
事業所所在地	〒251-8601 藤沢市朝日町1の1			
電話番号	〇〇-××××			
FAX番号	〇〇-×××△			
振込口座 (郵便局以外)	藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する要綱に基づき、私が受領する住宅改修費については、次の口座に振り込んでください。			
	金融機関	支店	種目	口座番号
	朝日町(銀行)信用金庫 農協・信用組合	本店・出張所 藤沢(支店)営業部	①普通預金 2当座預金 3その他()	× × × × × × × ×
	〇 〇 〇 〇 △ △ △			
口座名義人	フジサワジュウカイ フジサワエイギョウシヨ 株式会社 ふじさわ住改 藤沢営業所			

法人の名称・所在地等を記入し、押印してください。

登録を希望する事業所の名称や所在地等を記入し、押印してください。

住宅改修費の振込先を指定してください。

※押印について

申請書に記載する申請者名は法人名（代表者印）、事業所名は営業所名（事業所印）となります。

押印する際の印については、法人・事業所ともに同じものを使っている場合は同じ印で構いません。

なお、登録申請書に押印した事業所印については、住宅改修費支給申請（事前申請）・完了届時の必要書類である「受領委任通知書」「請求額証明書」に押印していただく印になります。

7 注意事項等

- (1) 受領委任払い事業者の登録に有効期限はありません。
- (2) 登録は事業所ごとになります。複数の事業所の登録を希望する場合はそれぞれの事業所について、登録申請が必要です。

- (3) 申請書類の提出後、藤沢市が主催する研修会に参加していただく必要があります。(令和6年2月7日(水)午前予定)
- (4) 今回の申請で受領委任払いが可能となるのは2024年(令和6年)4月1日以降の住宅改修支給申請です。
- (5) 受領委任払い事業者登録に基づく住宅改修の履行にあたっては、関係法令及び藤沢市住宅改修費受領委任払いに関する要綱等を遵守しなければなりません。
不正な行為等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

利用者にとって適切な住宅改修が行われるよう関係機関と連携し、研修に参加するなどして介護保険制度や高齢者についての理解を深めるようにしてください。

また、利用者が適切な施工業者を選択できるよう、事業者情報の公表に努めてください。

【参考ホームページ】

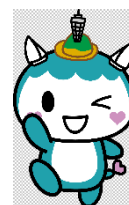
- ・介護情報サービス かながわ <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>
- ・(社)シルバーサービス振興会 <http://www.espa.or.jp/>
- ・(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター <http://www.chord.or.jp/>
(リフォネット <http://www.refonet.jp/>)

【問い合わせ】

藤沢市 介護保険課 総務・給付担当

電話 0466-50-8270 (直通)

FAX 0466-50-8443



ふじきゅん